

訪問看護サービス重要事項説明書（医療保険）

当事業所は介護保険・医療保険双方に対応し、あらゆる在宅療養されている方を支援します。
下記の内容をご理解の上、ご利用くださいますようお願いいたします。

1. 事業者概要

法 人 名	一般社団法人 金沢区三師会
法 人 所 在 地	神奈川県横浜市金沢区金沢町 48 番地
代 表 者	一般社団法人金沢区三師会 代表理事 会長 河本 和行
事 業 者 名 称	金沢区三師会立訪問看護ステーション
所 在 地	神奈川県横浜市金沢区泥亀 1－21－5
電 話 番 号	045－786－2525
指定訪問看護事業者番号	0890012
介護保険指定事業者番号	1460890012
代 表 者	一般社団法人金沢区三師会 代表理事 会長 河本 和行
管 理 者	吉 田 静 代
サービスを提供する地域	横浜市金沢区全域

2. 運営方針

金沢区三師会立訪問看護ステーションは、訪問看護サービスを提供することにより、
家庭における療養医療生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の
向上に努めるものとする。

3. 営業時間

営業日：月曜日から金曜日

※土・日・祝日・夏期休暇（毎年別途ご連絡いたします）及び年末年始（12/29～1/3）は、
休業。

営業時間：平日……午前9時から午後5時

4. 営業日外・時間外訪問

・営業日外及び営業時間外（午前9時～午後5時以外）の訪問は原則いたしません。

※但し、24時間対応体制をお申込みの方は別途契約に基づきます。

5. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名
サービス提供責任者	1 名
サービス担当職員	19 名（常勤看護師3名、非常勤看護師5名、理学療法士4名、作業療法士3名、言語聴覚士4名）
事務担当職員	2 名

※業務の状況に応じて職員数を増減します。

6. キャンセルまたは変更等

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際にはなるべく早めにご連絡下さい。
- (2) 利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情で訪問日や訪問時間の変更を
お願いする場合がありますが、その際はご協力お願い致します。

7. ご利用にあたって

- ・かかりつけ医の『訪問看護指示書』が必要です。
- ・訪問開始にあたり『訪問看護申し込み書』にご記入頂きます。
- ・後期高齢者受給者証・高齢受給者証・健康保険証・介護保険証など確認させていただきます。
※番号等変更時は速やかにお知らせ願います。

8. 訪問回数

- ・その方の病状に応じて月1回～週5回までの範囲で訪問いたします。
- ・医師の『特別指示書』に基づき病状が落ち着く14日間以内であれば連日訪問看護を利用できます。
- ・1回の訪問看護は概ね30分～90分以内訪問内容により異なります。

9. 緊急時の対応

- ・訪問時ご利用の方の状態が悪いと判断した場合は、主治医に連絡を取り指示のもとに対応いたします。
- ・主治医に連絡が付かない場合は、ご家族と相談のうえ119番対応することもあります。
- ・訪問看護は最大の注意をもって行いますが、万が一事故が起こった場合上記の方法にて対応いたします。
- ・日中独居などご家族が不在の場合は、予め連絡先の確認をさせていただきます。

10. 訪問体制について

- ・訪問はチームで対応いたします。(看護師3・4人体制) 主な看護師：
- ・各訪問時に次回訪問予定を確認させていただきます。
- ・訪問日の変更は前日の午後5時頃迄にご連絡ください。連絡なくキャンセルされた場合、交通費を頂きます。(変更日は配員の都合上、ご希望に添えない場合があります。)
- ・他のご利用者との訪問調整のため、訪問時間・日時を変更させて頂く場合がありますので、ご了承下さい。(その際は事前に連絡いたします。)
- ・交通事情等の理由により、やむを得ず約束の時間に遅れることがありますが、ご了承下さい。

11. 苦情申立窓口

サービスに苦情申立窓口は下記の通りです。営業時間内に、ご連絡下さい。

苦情申立窓口	名 称	電 話
訪問看護サービス事業者	金沢区三師会立訪問看護ステーション	045-786-2525 (吉田)
市町村相談窓口	金沢区福祉保健センター	045-788-7878 (代表)

12. 個人情報の保護について

- ・事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得ます。

13. 虐待の防止

- ・事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに対応し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

14. 身体拘束

- ・利用者又はその家族等が生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことはありません。但し、次の各項の全ての要件を満たす場合には、この限りではありません。
 - 一 利用者本人又はその家族等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - 二 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - 三 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

15. ハラスメント対策

- ・職場において利用者や従業者から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

16. 衛生管理

- ・感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開始するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

17. 業務継続計画の策定等

- ・感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

18. 利用料金

- ・後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証医療保険をお持ちの方は、1割又は2割又は3割の利用者負担分(お持ちの保険の一部負担割合によります)と交通費を頂きます。
- ・生活保護を受けている方は無料です。
- ・特定医療費(指定難病)医療受給者をお持ちの方は自己負担額と交通費
- ・重度障害者医療証をお持ちの方は、交通費を頂きます。
- ・その他の方は、健康保険法の利用者負担分と交通費を頂きます。
- ・保険適応範囲外については自費となり、料金全額のご負担と交通費を頂きます。

※ 詳細は別表をご覧ください。

- ・利用料は原則口座振替にて自己負担額をお支払いいただきます。

訪問看護料金表（医療保険）

医療保険				料金 (保険対象外科金)	基本利用料（利用者負担金）			
					1割負担	2割負担	3割負担	
保 険 適 用 分	訪問看護基本療養費（Ⅰ） 同一建物内1名 （1日につき）		週3日目まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			週4日目以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
			理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （1日につき）	同一建物内2名	週3日目まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			週4日目以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
			理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		同一建物内3名以上9名以下	週3日目まで		2,780 円	278 円	556 円	834 円
			週4日目以降		3,280 円	328 円	656 円	984 円
			理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		2,780 円	278 円	556 円	834 円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ） （1日につき）		入院中1回まで 〔厚生労働大臣が定める 疾病等の方は2回まで〕		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	訪問看護管理療養費 （1日につき）		1日目		7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
			2日目以降		3,010 円	301 円	602 円	903 円
	訪問看護物価対応料1		月の初日の訪問看護		60 円	6 円	12 円	18 円
			月の2日目以降の訪問看護		20 円	2 円	4 円	6 円
	難病等複数回 訪問加算	1日に2回 の場合	同一建物内1名又は2名		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			同一建物内3名以上～9名以下		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		1日に3回 以上の場合	同一建物内1名又は2名		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
			同一建物内3名 以上～9名以下	月20日目迄	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
				月21日目以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円
			緊急時訪問看護加算 〔診療所又は在宅支援病院の主治医 の指示を受けた場合の緊急訪問〕		1日につき月14日目まで		2,650 円	265 円
			1日につき月15日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
	長時間訪問看護加算 〔1回の指定訪問看護の時間が 90分を超えた場合〕		週1回に限り 〔15歳未満の超重症児 準超重症児は週3回〕		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	乳幼児加算(6歳未満) （1日につき）		厚生労働大臣が定める者		1,800 円	180 円	360 円	540 円
			上記以外の場合		1,400 円	140 円	280 円	420 円
	複数名訪問 看護加算	看護師等	同一建物内1名 又は2名		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			同一建物内3名 以上～9名以下		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
看護補助者 〔厚生労働大臣が定める 状態等にある方除く〕		同一建物内1名 又は2名		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
		同一建物内3名 以上～9名以下		2,700 円	270 円	540 円	810 円	
看護補助者 〔厚生労働大臣が 定める状態等 にある方〕		1日に1回	同一建物内1名 又は2名		3,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			同一建物内3名 以上～9名以下		2,700 円	270 円	540 円	810 円
		1日に2回	同一建物内1名 又は2名		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			同一建物内3名 以上～9名以下		5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
		1日に3回以上	同一建物内1名 又は2名		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
			同一建物内3名 以上～9名以下		9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
夜間・早朝訪問看護加算		午後6時～午後10時まで 午前6時～午前8時まで		2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算		午後10時～午前6時まで		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	

医療保険			料金 (保険対象外科金)	基本利用料（利用者負担金）		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
保 険 適 用 分	2 4 時間対応体制加算	月 1 回	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	特別管理加算 (厚生労働大臣が定める状態等にある方)	欄外★の方	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		それ以外の方	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	退院時共同指導加算	適応時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	特別管理指導加算	退院時共同指導加算算定の方で 特別管理加算の方	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	退院支援指導加算	適応時	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	在宅患者連携指導加算	適応時月 1 回まで	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	適応時月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	情報提供療養費 1(市町村)	月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	情報提供療養費 2 (義務教育諸学校)	月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	情報提供療養費 3 (保険医療機関)	月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	ターミナルケア療養費	適応時	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
そ の 他 の 利 用 料	差 額 費 用	長時間訪問看護加算日以外で 1 回の指定訪問看護 の時間が 90 分を超えた場合	超える分、30 分あたり追加費用として 1,500 円の 実費を頂きます。			
		利用者の希望により運営規程に定める営業日 以外に指定訪問看護を行った場合	営業日以外の費用として、1 回 3,000 円の実費を頂き ます。			
	実 費 負 担	交通費	毎回訪問看護ステーションから訪問に向う際には 往復交通費として実費を頂きます。(最低 400 円)			
		死後の処置	ご遺体のお世話代として 10,000 円の実費を頂きます。			
		日常生活用品、物品、材料費等	実費とさせていただきます。			

★在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態にある者、
留置カテーテルを使用している状態にある者

※厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示書による訪問の場合回数制限はありません。

※特定疾患医療受給者・重度障害者医療証をお持ちの方は、ご提示をお願い致します。

尚、疑問に感じた点は遠慮なく担当看護師にお尋ね下さい。

令和 8 年 6 月 1 日改定

19. 訪問看護の終了について

- ・ご利用者が病院に入院されたり、老人保健施設等に入所されますと訪問看護を終了させていただきます。退院日が決まっている短期入院やショートステイ等の場合は、看護師にご相談下さい。訪問看護を一時休止とさせていただきます。再利用は、退院、退所後に再度受付させていただきます。
- ・ご利用者からの終了の申し出がありました場合、訪問看護を終了させていただきます。
- ・ご利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなした場合、事業者は予告期間をもって契約を解約させていただきます。
- ・ご利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には事業者は契約を解約させていただきます。
- ・ご利用にあたりサービスに不満な点等ございましたら、直接ステーション管理者までご連絡下さい。ご相談の上、担当看護師等の変更などを含む対処をさせて頂くか、訪問看護を終了させていただきます。

20. その他

- ・訪問時の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。
看護師は年金の管理・金銭の貸借等の取扱いは致しかねます。
看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ・訪問看護ステーションのご利用状況を、地区担当の保健師と連携を図るため、書面で報告させて頂いております。
- ・サービスのご相談・苦情については、どんなことでもお寄せ下さい。

(説明確認欄)

令和 年 月 日

サービス利用にあたり、上記により重要事項の説明をしました。

事業者 所在地 横浜市金沢区泥亀1-21-5

名 称 金沢区三師会立訪問看護ステーション

代表者 一般社団法人金沢区三師会 代表理事 会長 河本 和行

説明者 管理者 吉 田 静 代

サービス利用にあたり、上記のとおり説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人

住 所

氏 名